

学校法人星美学園寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人星美学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都北区赤羽台四丁目2番14号に置く。

(法人の責務)

第3条 この法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校における教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(特別の利益供与の禁止)

第4条 この法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（学園長、学長、校長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定めるこの法人の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

(法人の損害賠償責任)

第5条 この法人は、理事長その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第6条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神に則り、この法人の母体である扶助者聖母会の創立者聖ヨハネ・ボスコの教育理念に基づき、教育事業を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第7条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 星美学園短期大学 幼児保育学科

- (2) 星美学園高等学校 全日制課程 普通科
- (3) 星美学園中学校
- (4) 星美学園小学校
- (5) 星美学園幼稚園
- (6) 目黒星美学園高等学校 全日制課程 普通科
- (7) 目黒星美学園中学校
- (8) 目黒星美学園小学校

(収益事業)

第8条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) 貸家業

第3章 学園長

(学園長)

第9条 この法人に、学園長を置く。

- 2 学園長は、宗教法人カトリック扶助者聖母会が推薦した者のうちから、理事会において選任する。
- 3 学園長は、この法人が設置する諸学校の教育を統括する。

第4章 役員及び理事会

(役員)

第10条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上11人以内
- (2) 監事 2人又は3人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、宗教法人カトリック扶助者聖母会が推薦した者のうちから、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第11条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学園長
- (2) 星美学園短期大学学長, 星美学園高等学校, 目黒星美学園高等学校, 星美学園中学校, 目黒星美学園中学校, 星美学園小学校及び目黒星美

学園小学校の各校長並びに星美学園幼稚園園長のうちから、互選により定めた者 3人又は4人

(3) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 2人又は3人

(4) 学識経験者又はこの法人の功労者のうちから、前第3号に規定する理事の過半数により選任した者 2人以上6人以内

2 前項第1号から第3号に規定する理事は、学園長、学長、校長、園長又は評議員の職を失ったときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第12条 監事は、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する。

3 監事のうち少なくとも1人は、常勤とする。

(役員を選任要件)

第13条 役員を選任するに当たっては、それぞれその選任の際現にこの法人の役員又は職員でない者を1人以上選任する。ただし、最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかった者は、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。

(役員任期)

第14条 役員（第11条第1項第1号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、役員任期の終期を揃えるなど特別の理由があるときは、4年を超えない範囲において定めることができる。

2 役員は、再任されることができ、その後も同様とする。

3 役員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分

の2以上の理事が出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為（この法人の諸規程を含む。）に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（役員義務及び責任）

第17条 この法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

2 理事は、法令及び寄附行為（この法人の諸規程を含む。）を遵守し、この法人のため忠実にその職務を行なわなければならない。

3 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4 役員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

（責任の免除）

第18条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合は、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定によって免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

（責任限定契約）

第19条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事及びこの法人の職員である理事を除く。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、100万円以上であらかじめ定めた金額と私立学校

法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額（最低責任限度額）とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（理事長の職務）

第20条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の代表権の制限）

第21条 理事長たる理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第22条 理事長からあらかじめ指名された理事は、理事長が定めた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

（表見代表理事）

第23条 この法人は、理事長以外の理事に理事長その他学園を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、その理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

（競業及び利益相反取引の制限）

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとする場合

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとする場合

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとする場合

2 第1項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（理事の報告義務）

第25条 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務)

第26条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為（この法人の諸規程を含む。）に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について、理事会、評議員会、各種委員会その他の重要な会議に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為（この法人の諸規程を含む。）に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって学園に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員に対して、別に定める報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事会)

第28条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法(電子メール等とする。以下同じ。)により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。ただし、第22条により又は代行者を置く場合には、その者が議長となり、次項又は第26条第2項の規定に基づき理事会を招集する場合には、出席理事の互選により選出された者が議長となる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会の目的である事項につき書面又は電磁的方法により、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 13 監事は、監査のため、理事会に出席しなければならない。

(専決事項と委任事項)

第29条 法令及びこの寄附行為の規定に基づき評議員会に諮問しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要な事項は、理事会において審議決定しなければならない。

- 2 前項に規定する事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。
- 3 前2項に規定する事項以外の決定は、法令及び寄附行為(諸規程を含む。)の規定に基づき他の機関又は他の者の権限とされた事項の決定を除き、全て理事長に委任する。

(議事録)

第30条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上並びに出席した監事が署名押印又は記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。この互選は、年度ごとに、年度の最初に開催される理事会において行うことができる。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第31条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、18人以上23人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合又は監事から第26条第1項第6号に基づいて評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議の目的である事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、年度ごとに、年度の最初に開催される評議員会において、評議員のうちから選任することができる。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の評議員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

9 前項の場合において、評議員会の目的である事項につき書面又は電磁的方法により、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 評議員会の議事について、議長及び特別の利害関係を有する評議員(そ

の関係のある議事に限る。)は、議決に加わることができない。
12 監事は、監査のため、評議員会に出席しなければならない。

(議事録)

第32条 第30条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替える。この互選は、年度ごとに、年度の最初に開催される評議員会において行うことができる。

(諮問事項)

第33条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。ただし、負担額又は放棄額が理事会において定める額未満のものを除く。
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産の帰属者の選定
- (10) 収益事業に関する重要事項
- (11) 寄附金品の募集に関する事項
- (12) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長又は理事会において必要と認めるもの

2 理事長は、前項各号に掲げる事項の諮問をするについて、理事会の承認を得なければならない。ただし、同項第1号の諮問については、その承認を必要としない。

(評議員会の意見具申等)

第34条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答

え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第35条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 宗教法人カトリック扶助者聖母会代表役員
 - (2) 学園長
 - (3) 星美学園短期大学学長, 星美学園高等学校, 目黒星美学園高等学校, 星美学園中学校, 目黒星美学園中学校, 星美学園小学校及び目黒星美学園小学校の各校長並びに星美学園幼稚園園長のうちから, 互選により定めた者 3人又は4人
 - (4) この法人の職員のうちから, 理事会において選任した者 5人又は6人
 - (5) 評議員から選任された理事以外の理事 2人又は3人
 - (6) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから, 理事会において選任した者 2人又は3人
 - (7) 学識経験者及びこの法人の功労者のうちから, 理事会において選任した者 4人以上6人以内
- 2 前項第1号から第5号に規定する評議員は, 宗教法人カトリック扶助者聖母会代表役員, 学園長, 学長, 校長, 園長, 職員又は理事の職を失ったときは, 評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員のうちには, 役員1人と親族その他特殊の関係がある者及び評議員の1人と親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(任期)

第36条 評議員(前条第1項第1号及び第2号に規定する評議員を除く。

以下この条において同じ。)の任期は, 3年とする。ただし, 欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は, 評議員の任期の終期を揃えるなど特別の理由があるときは, 4年を超えない範囲において定めることができる。

- 2 評議員は, 再任されることができ, その後も同様とする。
- 3 評議員は, 任期満了の後でも, 後任者が選任されるまでは, なおその職務を行なう。

(評議員の解任及び退任)

第37条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは, 評議員総数の3分の2以上の議決により, 評議員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
(2) 辞任
(3) 死亡

第6章 資産及び会計

(資産)

第38条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業財産の部に記載する財産及び将来収益事業財産に編入された財産とする。
- 5 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第40条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむをえない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第41条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第42条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産及び運用財産中の不動産並びに積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第43条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期計画)

第44条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が作成し、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上7年以内で理事会の定める期間ごとに、認証評価機関の評価を踏まえて、理事長が作成し、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第45条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担（負担額が理事会において定める額未満のものを除く。）をし、又は権利の放棄（放棄額が理事会において定める額未満のものを除く。）をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び事業実績の報告)

第46条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めなければならない。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、理事会の承認決議を経た上で、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第47条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。この作成は、電磁的記録により作成することができる。

2 この法人は、前項の書類、第26条第1項第4号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為又はこれらの電磁的記録を、作成の日から5年間、この法人本部事務室及び閲覧場所として指定した学校の事務室に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第48条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(資産総額の変更登記)

第49条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第50条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 解散及び合併

(解 散)

第51条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を、それぞれ受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第52条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、宗教法人カトリック扶助者聖母会の関係する学校法人その他の教育事業を行う者のうちから、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した者に帰属する。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第54条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備置)

第55条 この法人は、第47条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第57条 この寄附行為の施行のための規程、細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、法令又は寄附行為(この法人の諸規程を含む。)により理事長又は学長、校長若しくは園長に委任されたものを除き、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、東京都知事の認可の日(昭和26年3月10日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事	レチチア・ベリアッチ
理事	サンチナ・グロッシ
理事	平手はな
理事	平山のぶ
理事	竹下ふみ
監事	木澤 和
監事	岡田捷五郎
- 3 この寄附行為は、東京都知事の変更認可の日(昭和28年1月8日)から施行する。幼稚園設置
- 4 この寄附行為は、東京都知事の変更認可の日(昭和29年3月22日)から施行する。目黒第二小学校設置
- 5 この寄附行為は、東京都知事の変更認可の日(昭和31年10月24日)から施行する。(学)目黒星美学園分離
- 6 この寄附行為は、文部大臣の変更認可の日(昭和35年1月20日)から施行する。短大 家政学科設置
- 7 この寄附行為は、文部大臣の変更認可の日(昭和37年12月19日)から施行する。短大 幼児教育学科設置

- 8 この寄附行為は、文部大臣の変更認可の日（昭和42年1月23日）から施行する。短大 国文学科設置
- 9 この寄附行為は、文部大臣の変更認可の日（昭和44年5月22日）から施行する。学科の呼称変更
- 10 この寄附行為は、文部大臣の変更認可の日（昭和63年10月18日）から施行する。寄附行為の全般的改正
- 11 平成4年8月6日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。家政学科の呼称変更
（星美学園短期大学の家政学科の存続に関する経過措置）
星美学園短期大学の家政学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 12 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。短大 人間文化学科設置
- 13 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年8月1日）から施行する。短大 生活文化学科，国文学科の廃止
- 14 この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。
（星美学園短期大学の幼児教育学科の存続に関する経過措置）
星美学園短期大学の幼児教育学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 15 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年9月12日）から施行する。
- 16 この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。短大 人間文化学科廃止
- 17 平成27年10月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。学校法人の合併
- 18 平成28年10月6日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。収益事業の開始
- 19 令和2年3月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。私学法の改正
- 20 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年9月2日）から施行する。